

「不利益処分」基準等公開票（法律又は命令）

|  |  |   |
|--|--|---|
| 不利益処分名   | 社会福祉施設の改善命令  |   |
| 根拠法令・条項  | 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第71条   |   |
| 所 管 課  | 障害福祉部  | 障害支援課   |
| 処 分 基 準<br><br>(処分基準を設定できない場合及び基準はあるが公開できない場合は、その理由) | <p>・<b>設 定</b> ・設定できない ・基準を公開できない</p> <p>厚生労働大臣が定める社会福祉施設の整備の規模及び構造並びに福祉サービスの提供の方法、利用者等からの苦情への対応その他の社会福祉施設の運営について、必要とされる最低基準に適合しない場合</p> |   |
| 聴聞・弁明の機会の付与の区分                                       | 聴聞又は弁明の別   | ・ <b>聴 聞</b> ・弁 明   |
|  | (聴聞又は弁明の<br>手続を省略する場<br>合の根拠条項等)   | ただし、行政手続法第13条第2項第3号に規定する「施設若しくは設備の設置、維持若しくは管理又は物の製造、販売その他の取扱いについて遵守すべき事項が法令において技術的な基準をもって明確にされている場合において、専ら当該基準が充足されていないことを理由として当該基準に従うべきことを命ずる不利益処分であつてその不充足の事実が計測、実験その他客観的な認定方法によって確認されたものをしようとするとき」に該当するため、手続を省略する。 |
|  | 個別法により聴聞<br>又は弁明の手続の<br>適用が除外される<br>場合の根拠法令及<br>び条項  |   |